平成２３年（フ）第５４号
山形県鶴岡市千石町14番８－２号
債務者　伊藤　源一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４４号
大分県杵築市山香町大字日指820番地
債務者　志手　敬子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺﨑　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３０３６号
札幌市西区福井２丁目13番28号
債務者　加茂　幸広
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６５号
さいたま市中央区上落合２丁目２番11―2406号
債務者　川﨑　晴男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星名　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
福井県南条郡南越前町大良第10号17番地
債務者　中野　　要
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７９号
札幌市白石区菊水４条２丁目１番８―301号
債務者　村上ゆかり
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９０号
長崎県長崎市鳴見町343―１　セジュール鳴見ヶ丘102号、住民票上の住所長崎県長崎市北栄町30番14号
債務者　嶋谷　英樹
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日髙　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
岐阜市下奈良２丁目22―５　ＳＵＮＴＥＲＲＡＣＥ　ＨＩＲＯ―202、住民票上の住所岐阜県各務原市新鵜沼台１丁目48番地
債務者　古賀　厚志
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５１号
福岡県田川郡福智町赤池371番地116
債務者　硲　磨利子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４３号
岐阜市鷺山1768番地45
債務者　上田眞由美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８２号
岐阜県加茂郡川辺町比久見480番地５
債務者　佐伯　涼子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１０１号
愛知県一宮市大和町毛受字西池田28番地２
債務者　亀山　和代
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３５６号
愛知県一宮市長島町２丁目４番地１
債務者　本多　友見（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３６６号
愛知県一宮市冨田字立石760番地　レオパレス冨田103号
債務者　羽野　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３６８号
愛知県岩倉市本町門前13番地
債務者　福永　清美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３８６号
愛知県岩倉市大地新町１丁目83番地　ビューティーウィン102号
債務者　林　　秀子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９９号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西大門355番地　プリンス伝法寺202号
債務者　井上　真也
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部